

資料編

用語解説

掲載ページ

※1 郷土料理

P1, 13, 14, 16, 20, 24, 25, 33, 35, 36

各地域の産物を上手に活用して、気候や風土にあった食べ物として作られ、食べられてきたもの。

※2 地産地消・地産地消の日

P1, 2, 3, 12, 19, 21, 22, 23, 25, 26, 28, 31, 37, 38

国内の地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る）を、その生産された地域で消費する取り組み。長井市の学校給食では、できるだけ多くの地場産物を使用して学校給食に提供する日を毎月設定し、地産地消の推進に取り組んでいる。

※3 6次産業化法、6次産業化

P3, 19

6次産業化法とは「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」の通称。地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等に関する施策及び地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興等を図るとともに、食料自給率の向上等に寄与することを目的としている。

農林漁業の6次産業化とは、1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農林漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組み。

※4 孤食・個食

P6, 9, 27

孤食は、家族が不在の食卓で、一人で食事をする事。好き嫌いや食事のマナーが悪くても注意されることがなく、栄養が偏るだけではなく、コミュニケーション能力の欠如や、協調性のない性格になる傾向がある。

個食は、家族が同じ食卓に集まっても、それぞれが自分の好きなもの（個人の食事）を食べること。偏った栄養摂取による肥満や生活習慣病の発症率が高まるおそれがある。

※5 生活習慣病

P7, 8, 9, 21, 25, 29, 30, 36

生活習慣病は、食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群のことを指し、糖尿病、肥満、高脂血症、高尿酸血症、循環器病、歯周病、慢性気管支炎、肺気腫、アルコール性肝疾患などの疾患が含まれるとされている。

※6 食塩摂取量、野菜の摂取量

P8

健康増進法に基づき策定された「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」に基づき、「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」により趣旨や基本的な方向や目標を定めると共に、各分野の数値目標を掲載。目標とする平均値から、食塩摂取量や野菜の摂取量などについて目安とする数値が示されている。

※7 メタボリックシンドローム

P9, 29, 37

内臓脂肪型肥満（内臓肥満・腹部肥満）に高血糖・高血圧・脂質異常症のうち2つ以上を合併した状態。

※8 粗食（そしょく）

P9

一汁一菜などのおかずが少ない主食中心の食事。高齢者において、小食や粗食により必要な栄養を摂取できない低栄養が問題となっている。

※9 GAP

P10

Good Agricultural Practice（農業生産工程管理）の略で、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取り組み。運営主体により ASIAGAP、JGAP、GLOBALG. A. P. などがある。

※10 環境保全型農業

P10

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和に留意しつつ、土づくり等を通じて、化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

※11 有機栽培、有機農業

P10, 19, 31

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業。

※12 特別栽培

P10, 23, 31, 37

その農産物が生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて、節減対象農薬の使用回数が50%以下、化学肥料の窒素成分量が50%以下で栽培された農産物。

※13 レインボー栽培、レインボープラン認証（レインボー認証）

P10, P12, 19, 22, 23, 31, 37

人や環境に優しい循環型社会の形成を目指し、家庭の生ゴミを堆肥化し土づくりを行い、減農薬・減化学肥料により栽培した農産物を認証し、主に市内の家庭や飲食店・旅館等に提供する地産地消及び地域循環を推奨する認証制度。

※14 TPP11

P11

環太平洋パートナーシップ協定（Trans-Pacific Partnership Agreement 略称：TPP）の当初の参加国12カ国のうちアメリカを除く、環太平洋地域の11カ国（オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナム）による経済の自由化を目的とした多角的な経済連携協定の構想およびその協定の枠組み。

※15 行事食

P14, 20, 33, 35, 36

お正月などの季節折々の伝統行事やお祝いの日に頂く料理。家族の幸せや健康を願う意味が込められている、特別な行事の時の華やいだ食事。

※16 伝統食材、伝統野菜

P20, 25, 33, 38

各地で古くから栽培・利用されてきた野菜や魚や肉などの食材。

山形県置賜地域において古くから伝わる伝統野菜19品目（うこぎ・おかひじき・小野川豆もやし・雪菜・薄皮丸なす・窪田なす・宇津沢かぼちゃ・馬のかみしめ・紅大豆・畔藤きゅうり・高豆蔻うり・花作大根・遠山かぶ・梓山大根・小野川あさつき・夏刈ふき・おかめささぎ・ハツ房なす・つくも高菜）を「山形おきたま伝統野菜」として認定。

※17 フードモデル

P21

栄養指導に活用される実物大の食品模型。

※18 食生活改善推進員

P21, 30

栄養の正しい知識と、より良い食習慣づくりの普及に取り組むボランティア。

※19 共食

P25, 27

家族や友人、地域の人と食卓を囲んでコミュニケーションを図りながら食事をとること。

※20 3010（さんまるいちまる）運動

P28

外食の食品ロス削減のため、宴会の乾杯後30分間とお開きまでの10分間を幹事などの声かけにより料理を楽しむことを意識し、食べ残しを少なくするための取り組み。

※21 健康寿命

P29

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

第2次長井市食育推進計画策定委員会設置要綱

第2次長井市食育推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号）第18条に規定する市町村食育推進計画として、第2次長井市食育推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、第2次長井市食育推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画に関連する事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 住民代表
- (2) 学識経験者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定の日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。ただし、設置後最初に開催される委員会は市長が招集する。

2 委員長は、必要があるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明や意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 事務局は農林課内に置き、その庶務を行う。

- 2 事務局に事務局長を置き、事務局長は農林課長をあてる。
- 3 事務局会は、別表に定める食育に関する庁内の関係課の職員をもって組織する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表

関係課	
総合政策課	教育総務課
健康課	学校教育課
福祉あんしん課	文化生涯学習課
子育て推進課	農林課

第2次長井市食育推進計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

	所属・役職	氏 名	備 考
1	公益社団法人長井教育会理事長	蒲生 直樹	委員長
2	長井商工会議所女性会会長	菊地 和代	副委員長
3	山形おきたま農業協同組合理事	渡部 政明	
4	長井市PTA連合会会長	平 浩一郎	
5	長井市PTA連合会母親委員長	飯澤 広美	
6	レインボープラン推進協議会会長	若林 和彦	
7	長井市食生活改善推進協議会会長	伊藤 浩呉	
8	リバーヒル長井栄養課課長	中嶋 さち子	
9	まごころサービス長井理事長	今野 哲	
10	長井市保育研究会会長	佐藤 由紀子	
11	生産者	遠藤 孝志	
12	生産者	安部 真理	

第2次長井市食育推進計画

2019年3月

編集・発行 長井市農林課

〒993-8601 山形県長井市ままの上5番1号

TEL 0238-87-0831

FAX 0238-84-5739

E-mail noushin@city.nagai.yamagata.jp

ホームページ <http://www.city.nagai.yamagata.jp>